

秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 5 月

丸紅株式会社

株式会社関電エネルギーソリューション

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告・縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間	1
(4) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告の方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書に対するの意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解	12

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

1. 環境影響評価方法書の公告・縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、「秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間、方法書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成28年3月15日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成28年3月15日（火）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。〔別紙1参照〕

- ・秋田魁新報（朝刊2面）
- ・朝日新聞（朝刊27面 秋田版）
- ・毎日新聞（朝刊24面 秋田版）
- ・読売新聞（朝刊33面 秋田版）
- ・産経新聞（朝刊23面 東北6県版）
- ・日本経済新聞（朝刊35面 東北版）

② ホームページへの掲載

上記の公告に加え、平成28年3月15日（火）より次のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・秋田県ホームページ〔別紙2参照〕
- ・秋田市ホームページ〔別紙2参照〕
- ・潟上市ホームページ〔別紙2参照〕
- ・丸紅株式会社ホームページ〔別紙3参照〕
- ・株式会社関電エネルギーソリューションホームページ〔別紙3参照〕

(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、第1表に示すとおりである。

(4) 縦覧者数

① 縦覧者数

総数39名（縦覧場所での方法書あらましの持ち帰り部数の確認による）

（内訳）

- | | |
|----------------------|-----|
| ・秋田県庁本庁舎5階生活環境部環境管理課 | 12名 |
| ・秋田市役所1階談話ホール | 5名 |
| ・秋田市環境部3階 | 0名 |
| ・秋田市北部市民サービスセンター1階 | 9名 |
| ・秋田市南部市民サービスセンター1階 | 1名 |
| ・秋田市西部市民サービスセンター1階 | 8名 |
| ・潟上市役所1階ロビー | 3名 |
| ・潟上市追分出張所1階 | 1名 |

- ② インターネットの利用により公表したウェブサイトへのアクセス数
890回

第1表 方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
秋田県庁本庁舎5階生活環境部環境管理課 (秋田県秋田市山王4-1-1)	平成28年 3月15日(火) ～ 4月14日(木)	施設の利用時間	土曜日、日曜日、 祝日は除く。
秋田市役所1階談話ホール (秋田県秋田市山王1-1-1)			
秋田市環境部3階 (秋田県秋田市寺内蛭根3-24-3)			
秋田市北部市民サービスセンター1階 (秋田県秋田市土崎港西5-3-1)			
秋田市南部市民サービスセンター1階 (秋田県秋田市御野場1-5-1)			
秋田市西部市民サービスセンター1階 (秋田県秋田市新屋扇町13-34)			
潟上市役所1階ロビー (秋田県潟上市天王字棒沼台226-1)			
潟上市追分出張所1階 (秋田県潟上市天王字長沼132-21)			
インターネットの利用による公表 (http://www.kanso.co.jp/environment/assessment/akitakou/houhousho.html)	平成28年 3月15日(火) ～ 4月28日(木)	常時	[別紙4参照]

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告の方法

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、第2表のとおりである。

第2表 説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
平成28年3月29日(火) 18:30～19:45	秋田市北部市民サービスセンター 洋室2、3、4 (秋田県秋田市土崎港西5-3-1)	27名
平成28年3月30日(水) 18:30～19:45	潟上市追分出張所 会議室 (秋田県潟上市天王字長沼132-21)	7名

3. 環境影響評価方法書に対するの意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年3月15日（火）から平成28年4月28日（木）（縦覧期間及びその後2週間）までとした。なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書用紙〔別紙5参照〕などにより、次の方法で意見を受け付けた。

- ・ 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函（縦覧期間）
- ・ 事業者への郵送（縦覧期間及びその後2週間）

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通（意見の総数は14件）であった。

日刊新聞に掲載した公告内容

○平成 28 年 3 月 15 日 (火) 掲載

- ・秋田魁新報 (朝刊 2 面)
- ・朝日新聞 (朝刊 27 面 秋田版)
- ・毎日新聞 (朝刊 24 面 秋田版)
- ・読売新聞 (朝刊 33 面 秋田版)
- ・産経新聞 (朝刊 23 面 東北 6 県版)
- ・日本経済新聞 (朝刊 35 面 東北版)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「秋田港火力発電所(仮称)建設計画に係る環境影響評価方法書」(以下、「方法書」といふ)を作成いたしました。つきましては方法書の縦覧、説明会の開催について次の通り公告いたします。

平成二十八年三月十五日

丸紅株式会社
代表取締役社長 國分文也
代表取締役社長 白井良平

株式会社関電エネルギーソリューション
代表取締役社長 白井良平

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】
名称／丸紅株式会社
代表者／代表取締役社長 國分文也
所在地／東京都千代田区大手町一丁目四番一号
名称／株式会社関電エネルギーソリューション
代表者／代表取締役社長 白井良平
所在地／大阪府大阪市北区中之島二丁目三番十八号

【対象事業の名称、種類及び規模】
名称／秋田港火力発電所(仮称)建設計画
原動力の種類／汽力
規模／出力約百三十万キロワット(約六十五万キロワット二基)

【対象事業が実施されるべき区域】
秋田県秋田市飯島古道下川端

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
秋田市、潟上市

【方法書等の縦覧の場所、期間及び時間】
一、縦覧場所／秋田県庁本庁舎五階生活環境部環境管理課
秋田市役所一階談話ホール
秋田市環境部三階
秋田県秋田市寺内蛸根三丁目二十四番三号
秋田市北部市民サービスセンター一階
秋田県秋田市土崎港西五丁目三番一號
秋田市南部市民サービスセンター一階
秋田県秋田市御野場一丁目五番二号
秋田市西部市民サービスセンター一階
秋田県秋田市新鷹崎町十三番三十四号
潟上市役所一階(口下)
秋田県潟上市天王字榎沼台二六番二号
潟上市道分出張所一階
秋田県潟上市天王字長沼一三番二十一号

二、縦覧の期間／平成二十八年三月十五日(火)から平成二十八年四月十四日(木)まで(但し、土曜日、日曜日、祝日は除きます)

三、縦覧の時間／各施設の開館時間による。

四、電子縦覧／方法書は、ホームページにて平成二十八年三月十五日(火)から平成二十八年四月二十八日(木)までご覧いただけます。
(<http://www.kanso.co.jp/environment/assessment/akitaku/houhousho.html>)

【方法書についての意見の提出】
一、意見書の提出
方法書について、環境保全の見地からの意見をお待ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙等に記入の上、備え付けの意見書箱へ縦覧期間中に投函していただくか、三)に示す期限内に書面にて、郵送により四)に示すいずれかの提出先までお寄せください。
意見書の記載事項
・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
・意見書の提出の対象となる方法書の名称(秋田港火力発電所(仮称)建設計画方法書)を記載ください。
・方法書についての環境保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載ください)。

二、意見書の提出期限
平成二十八年四月二十八日(木)まで(当日消印有効)

三、意見書の提出先(いずれかへ郵送をお願いします)
提出先一／〒100-8088 丸紅株式会社国内電力プロジェクト部
提出先二／〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島二丁目三番十八号 株式会社関電エネルギーソリューションサポート本部(総務部)

【説明会を開催する日時及び場所】
一、日時／平成二十八年三月二十九日(火)
午後六時三十分から午後八時まで(予定)
場所／秋田市北部市民サービスセンター
(秋田県秋田市土崎港西五丁目三番一號)本部(総務部)

二、日時／平成二十八年三月三十日(水)
午後六時三十分から午後八時まで(予定)
場所／潟上市道分出張所
(秋田県潟上市天王字長沼一三番二十一号)

【お問い合わせ先】
一、丸紅株式会社(03-3382-2121(代表)オペレーターに内線二八二八の国内電力プロジェクト部へお伝えください)
二、株式会社関電エネルギーソリューションサポート本部(総務部)(05-071-0501(四七)代表)

関係縣市ホームページに掲載されたお知らせの内容(1)
(秋田県ホームページ)

○平成 28 年 3 月 15 日 (火) から掲載

[2016年3月15日 更新]

秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価の概要

事業名	秋田港火力発電所（仮称）建設計画		
事業者	丸紅株式会社 株式会社関電エネルギーソリューション		
事業の種類	火力発電所の設置		
対象法令等	環境影響評価法		
事業実施場所	秋田市飯島古道下川端		
関係地域	秋田市、潟上市		
事業の規模	約130万kW（約65万kW×2基設置）		
配 慮 書	公表日	平成 27 年 9 月 25 日	
	縦覧期間	平成 27 年 9 月 25 日～10月26日	
	縦覧場所	秋田県庁本庁舎 5 階 生活環境部環境管理課 秋田市役所 1 階談話ホール、秋田市環境部 3 階 秋田市北部市民サービスセンター 1 階、 秋田市南部市民サービスセンター 1 階、 秋田市西部市民サービスセンター 1 階、 潟上市役所 1 階ロビー、潟上市追分出張所 1 階	
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト	
	意見提出期限	平成 27 年 10 月 26 日	
	意見数	—	
	知事意見	平成 27 年 11 月 25 日（添付資料のとおり）	
	方 法 書	公告日	平成 28 年 3 月 15 日
		縦覧期間	平成 28 年 3 月 15 日～4月14日
		縦覧場所	秋田県庁本庁舎 5 階 生活環境部環境管理課 秋田市役所 1 階談話ホール、秋田市環境部 3 階 秋田市北部市民サービスセンター 1 階、 秋田市南部市民サービスセンター 1 階、 秋田市西部市民サービスセンター 1 階、 潟上市役所 1 階ロビー、潟上市追分出張所 1 階
インターネットによる公表		事業者ウェブサイト	
意見提出期限		平成 28 年 4 月 28 日	
意見数			
知事意見			

関係縣市ホームページに掲載されたお知らせの内容(2)
(秋田市ホームページ)

○平成28年3月15日(火)から掲載

環境影響評価方法書の縦覧等について

最終更新日:平成28年3月15日

秋田港火力発電所(仮称)建設計画に係る環境影響評価方法書の縦覧について

丸紅株式会社および株式会社関電エネルギーソリューションズでは、石炭火力発電事業を計画しております。この石炭火力発電事業について、「環境影響評価方法書」の縦覧を次のとおり実施します。

1 書類名

秋田港火力発電所(仮称)建設計画に係る環境影響評価方法書

2 縦覧期間および時間

平成28年3月15日(火)から平成28年4月14日(木)まで
各庁舎の開庁時間(閉庁・閉館日時を除きます。)

3 縦覧場所

- ・秋田市本庁舎(1階市民談話ホール)
- ・秋田市環境部庁舎(3階環境保全課)
- ・北部市民サービスセンター
- ・西部市民サービスセンター
- ・南部市民サービスセンター

4 その他

意見書の提出方法など詳細については、下記ページをご覧ください。

<http://www.kanso.co.jp/environment/assessment/akitakou/houhousho.html>

問合せ先

丸紅株式会社 国内電力プロジェクト部		株式会社関電エネルギーソリューション 新電力本部
〒	100-0004	104-0031
住所	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	東京都中央区京橋二丁目13番10号
ホームページ	http://www.marubeni.co.jp/	http://www.kenes.jp/

秋田市環境部環境保全課	
〒	011-0904
住所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3
TEL	018-866-2075
FAX	018-866-2078
E-Mail	ro-evpl@city.akita.akita.jp

| 秋田市トップ | 環境部 | 環境保全課 |



Copyright (C)2000-2016 秋田県秋田市(Akita City, Akita, Japan)
All Rights Reserved.

ro-evpl@city.akita.akita.jp

関係縣市ホームページに掲載されたお知らせの内容(3)
(潟上市ホームページ)

○平成 28 年 3 月 15 日 (火) から掲載



現在位置：[ホーム](#) > [くらしのガイド](#) > [生活環境](#) > [環境アセスメント](#)

環境影響評価法に基づくアセスメント

事業名	事業種類	事業実施場所	アセス手続 開始	進行状 況	事業者ウエ ブサイト
秋田港発電所（仮 称）建設計画	火力発電 所の設置	秋田市飯島古 道下川端	H28.3.15	方法書 手続中	こちらをク リック

用語解説：[環境影響評価法](#)

※「用語解説」の内容に関するお問い合わせは、辞書サイトWeblioまでご連絡下さい。

市民福祉部 市民課 生活環境班

お問い合わせは

電話：018-853-5370

FAX：018-853-5210

郵便番号：010-0201

住所：秋田県潟上市天王字棒沼台226-1

メールでのお問い合わせは[こちら](#)

この組織からさがす：[市民福祉部/市民課 生活環境班](#)

登録日：2015年9月29日 / 更新日：2016年3月14日

潟上市役所

〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台 2 2 6 番地 1

電話：018-853-530

当ホームページで使用しているすべてのデータの無断転載を禁じます。

事業者ホームページに掲載したお知らせの内容(1)
(丸紅株式会社ホームページ)

○平成 28 年 3 月 15 日 (火) から掲載

Marubeni

お問い合わせ

English

中文

文字の大きさ

大

中

小

事業紹介

会社情報

ニュース

IR 投資家情報

CSR・環境

丸紅コラム

採用情報



HOME

ニュース

2016年

お知らせ

ニュース

2016年

2016年

2015年

2014年

2013年

2012年

2011年

2010年

2009年

2008年

2007年

2006年

2005年

2004年

2003年

秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書の縦覧について

2016年3月15日

丸紅株式会社

株式会社関電エネルギーソリューション

丸紅株式会社（本社：東京都千代田区、社長：園分文也）と株式会社関電エネルギーソリューション（本社：大阪市北区、社長：白井良平）は、本日、環境影響評価法に基づき「秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）の縦覧を開始しましたのでお知らせいたします。

方法書、要約書、あらましは、平成 28 年 3 月 15 日（水）から 4 月 28 日（木）まで次のウェブサイトでご覧いただけます。また、方法書の縦覧、意見書の提出及び説明会の開催に係る情報についても、同ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.kanso.co.jp/environment/assessment/akitakou/houhousho.html>

以 上

プレス用キット

お問い合わせ

事業者ホームページに掲載したお知らせの内容(2)
(株式会社関電エネルギーソリューションホームページ)

○平成 28 年 3 月 15 日 (火) から掲載

 検索

関電エネルギーソリューション トップ > お知らせ一覧 > 秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書の縦覧について

秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書の縦覧について

2016年3月15日

丸紅株式会社

株式会社関電エネルギーソリューション

丸紅株式会社（本社：東京都千代田区、社長：國分文也）と株式会社関電エネルギーソリューション（本社：大阪市北区、社長：白井良平）は、本日、環境影響評価法に基づき「秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）の縦覧を開始しましたのでお知らせいたします。

方法書、要約書、あらましは、平成 28 年 3 月 15 日（火）から 4 月 28 日（木）まで次のウェブサイトでご覧いただけます。また、方法書の縦覧、意見書の提出及び説明会の開催に係る情報についても、同ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.kanso.co.jp/environment/assessment/akitakou/houhousho.html>

以上



お問い合わせ

お電話・FAXでの
お問い合わせ

☎ 050-7105-0147
☎ 06-6228-1777

メールでの
お問い合わせ

お問い合わせフォーム

関電エネルギーソリューション トップ > お知らせ一覧 > 秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書の縦覧について

サービス内容

ユーティリティサービス
地域熱供給サービス
ESCOサービス
エネルギーマネジメントサービス
ファシリティサービス
ガス・燃料油販売
発電事業
首都圏電力供給サービス

事例紹介

ユーティリティサービス
地域熱供給サービス
ESCOサービス
エネルギーマネジメントサービス
ファシリティサービス
ガス・燃料油販売
発電事業

会社情報

会社概要
社長メッセージ
経営理念
沿革
組織図
許認可登録内容
主な有資格者一覧

採用情報

新卒者採用情報
キャリア採用情報
お問い合わせ
プレスリリース等一覧
お知らせ一覧

インターネットの利用により公表したウェブサイトの内容

○平成 28 年 3 月 15 日（火）から 4 月 28 日（木）まで掲載

平成 28 年 3 月 15 日
丸紅株式会社
株式会社関電エネルギーソリューション秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書の公表、縦覧及び説明会について

「秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」とします。）を、環境影響評価法に基づき公表します。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・秋田県庁本庁舎 5 階生活環境部環境管理課（秋田県秋田市山王 4 丁目 1 番号）
- ・秋田市役所 1 階談話ホール（秋田県秋田市山王 1 丁目 1 番 1 号）
- ・秋田市環境部 3 階（秋田県秋田市寺内蛭根 3 丁目 24 番 3 号）
- ・秋田市北部市民サービスセンター 1 階（秋田県秋田市土崎港西 5 丁目 3 番 1 号）
- ・秋田市南部市民サービスセンター 1 階（秋田県秋田市御野場 1 丁目 5 番 1 号）
- ・秋田市西部市民サービスセンター 1 階（秋田県秋田市新屋扇町 13 番 34 号）
- ・潟上市役所 1 階ロビー（秋田県潟上市天王字棒沼台 226 番 1 号）
- ・潟上市追分出張所 1 階（秋田県潟上市天王字長沼 132 番 21 号）

(2) 縦覧期間・時間

- ・平成 28 年 3 月 15 日（火）から平成 28 年 4 月 14 日（木）まで
（但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。）
- ・縦覧時間は各施設の開館時間によります。

(3) 電子縦覧

・方法書

方法書（本編）

表紙・目次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第 2 章 対象事業の目的及び内容

第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第 4 章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第 5 章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第 6 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第 7 章 その他環境省令で定める事項

方法書（要約書）

あらし

・配慮書

あらし

- ※方法書及び方法書（要約書）は、平成 28 年 3 月 15 日（火）から平成 28 年 4 月 28 日（木）の間中は電子縦覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- ※方法書及び方法書（要約書）に掲載される情報（文書、資料、画像等を含む）に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用（複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む）することは、著作権法により禁止されています。
- ※方法書及び方法書（要約書）に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分 1 地勢図、5 万分 1 地形図及び 2 万 5 千分 1 地形図を複製したものです。（承認番号 平 27 情複、第 1157 号） また、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。

2. 意見書の提出

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙等にご記入の上、備え付けの意見書箱へ縦覧期間中に投函していただくか、(2)に示す期限に書面にて、郵送により(3)に示すいずれかの提出先までお寄せください。

(1) 記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称（秋田港火力発電所（仮称）建設計画方法書と記載ください。）
- ・方法書についての環境保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めてご記載ください。）
- ・意見書に記載された事項につきましては、「秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書」に係るご意見として収集するものであり、この目的以外には使用いたしません。

(2) 提出期限

平成 28 年 4 月 28 日（木）（当日消印有効）

(3) 意見書の郵送先

〒100-8088 東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 2 号
丸紅株式会社 国内電力プロジェクト部
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 2 丁目 3 番 18 号
株式会社関電エネルギーソリューション サポート本部（総務部）

(4) 意見書用紙のダウンロード

意見書様式（PDF）

（上記の各縦覧場所でも意見書様式を入手できます。）

3. 説明会の開催

方法書の説明会について、以下のとおり開催します。

(1) 秋田市

- ・日時：平成 28 年 3 月 29 日（火）18 時 30 分から 20 時 00 分まで（予定）
- ・場所：秋田市北部市民サービスセンター（秋田県秋田市土崎港西 5 丁目 3 番 1 号）

(2) 潟上市

- ・日時：平成 28 年 3 月 30 日（水）18 時 30 分から 20 時 00 分まで（予定）
- ・場所：潟上市追分出張所（秋田県潟上市天王字長沼 132 番 21 号）

4. お問い合わせ先

丸紅株式会社 〒100-8088 東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 2 号
TEL：03-3282-2111（代表） ※オペレーターに内線 2818 の国内電力プロジェクト部とお伝えください。
株式会社関電エネルギーソリューション サポート本部（総務部）
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 2 丁目 3 番 18 号
TEL：050-7105-0147（代表）
時間：午前 9 時～午後 5 時（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

以上

第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、14件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書に対する住民等の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、第3表のとおりである。なお、提出された住民等の意見の概要については、原則として原文どおり記載した。

第3表(1) 方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

1. 温室効果ガス等

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1-①石炭火力発電所の問題点</p> <p>石炭火力は、最新型であっても二酸化炭素排出量が天然ガス火力の2倍以上、欧米各国が事実上、新設を不可能にする規制を導入しつつある中で、日本が大量の石炭火力発電の増強を進めれば、「世界の温暖化対策」に逆行するものとして、国際的な批判にされるは必至である。環境政策の観点から間違っているだけでなく、ビジネス判断としても正しいものと言えないのではないかと。</p> <p>震災後の石炭火力発電所新設計画については、環境NGOの気候ネットワークが系統的にウォッチをして集計結果を公表している。平成27年4月の発表によれば「新規計画は43基、設備容量2,120万kWに上る。これらの発電所が全て建設され稼働すれば、約1億2,700万トンに上るCO₂が排出される」としている。この1億2,700万トンというのは、日本の総排出量の約1割近い数値である。東京都の排出量が6,000万トンというのは、東京が二つ増えた分くらいの排出量である。つまり1kWhの電気を発電するときに、710kgのCO₂を排出することになる。石油火力より高く、実用化された天然ガスコンバインド発電と比べても、約2倍以上のCO₂を排出することになる。こうして比較するならば、地球温暖化対策の観点からは、最新型であっても石炭火力発電であるかぎり、二酸化炭素削減に寄与するものではなく、新增設は、大幅な排出増加を招くものだ。よって石炭火力発電の技術的な限界があり、あえて最悪の石炭火力発電所を建設するという判断自体が環境への配慮を著しく欠くものである。将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになるものである。</p>	<p>平成26年4月に閣議決定された国の「エネルギー基本計画」によると、石炭は「安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」とされ、また石炭火力発電は「老朽火力発電所のリプレースや新增設による利用可能な最新技術の導入を促進する」とされています。さらに、先般政府より閣議決定された長期エネルギー需給見通しにおいても石炭火力については「高効率化を進めつつ環境負荷の低減と両立しながら活用する」ことが明記されています。</p> <p>本事業の実施にあたっては、現在利用可能な最良の技術(BAT)である超々臨界圧(USC)発電設備の導入により、電源の高効率化・低炭素化に貢献するとともに、適切に環境設備を設置します。</p> <p>国の長期目標への対応については、2030年度のエネルギー需給見通しや、温室効果ガス削減目標案が示されたことなどを踏まえ、丸紅(株)及び(株)関電エネルギーソリューションの他、電気事業連合会、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者有志(計35社)にて、平成27年7月17日に、「電気事業における低炭素社会実行計画」を合同で策定するとともに、目標の達成に向けた新たな自主的枠組みを構築しました。また、目標の達成に向けた取り組みを着実に推進するため、平成28年2月8日に「電気事業低炭素社会協議会」を設立しました。</p> <p>本実行計画において参加事業者全体で2030年度に排出係数0.37kg-CO₂/kWh(使用端)を目指すこととしており、両社は自主的枠組みの参加事業者として、他の参加事業者と協力しつつ、自主的枠組みの目標の実現のための具体的な仕組みやルールに基づいてPDCAサイクルを廻すことにより、国の地球温暖化対策の目標及び計画に合致する対応を行います。また、本事業のような最新鋭の火力発電所が導入されれば、必然的に老朽・経年火力発電所の稼働率が低下することになり、日本全体での環境負荷低減に繋がると考えています。</p>
2	<p>2-1. 石炭火力発電所の計画全般について</p> <p>秋田港火力発電所(仮称)建設計画は、既存の火力発電所のリプレースではなく、新規に建設する計画である。65万kWを2基建設するもので、高効率(USC)を採用しているものの、天然ガスの約2倍ものCO₂を排出し、将来への気候変動への甚大な環境影響を及ぼすものであることから、環境の観点から本計画には反対する。</p>	

第3表(5) 方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>2-3. 二酸化炭素削減の評価手法について</p> <p>第 6.2.1-8 表に示された「評価の手法」として「二酸化炭素が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価する。」とあるが、石炭を燃料とすること自体が「実行可能な範囲で回避又は低減」できていない。二酸化炭素の排出が大きい石炭を燃料としない方法にするべきではないか。</p>	<p>平成 26 年 4 月に閣議決定された国の「エネルギー基本計画」によると、石炭は「安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」とされ、また石炭火力発電は「老朽火力発電所のリプレースや新增設による利用可能な最新技術の導入を促進する」とされています。さらに、先般政府より閣議決定された長期エネルギー需給見通しにおいても石炭火力については「高効率化を進めつつ環境負荷の低減と両立しながら活用する」ことが明記されています。</p>
4	<p>2-4. 「パリ合意」との整合性に関する評価について</p> <p>昨年 12 月、COP21 において「パリ協定」が合意され、地球平均気温を 2℃を十分下回る水準(1.5℃)ないし、2℃未満にすることを目指し、今世紀後半にはCO₂排出が実質ゼロとすることが決まった。この間示された国の削減目標はエネルギーミックスは、「パリ協定」に合うものではなく、長期目標も示されていないため、今後の見直しが迫られる。</p> <p>本方法書において「国の『エネルギー基本計画』によると、石炭は『安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源』と、また石炭火力発電は『老朽火力発電所のリプレースや新增設による利用可能な最新技術の導入を促進する』」と、国の方針だけを根拠に事業を推進しているが、「パリ協定」を踏まえた観点からも環境リスクのみならず、事業リスクも踏まえるべきである。評価の手法には、「パリ協定」の批准の観点からも計画を評価すべきである。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、現在利用可能な最良の技術(BAT)である超々臨界圧(USC)発電設備の導入により、電源の高効率化・低炭素化に貢献するとともに、適切に環境設備を設置します。</p> <p>「気候変動枠組条約第 21 回締結国会合」(COP21)において気候変動問題解決に向けた「パリ協定」が採択され、今後、日本においても、提出した約束草案におけるCO₂等削減目標の根拠である「長期エネルギー需給見通し」(平成 27 年 7 月経済産業省)に示されたエネルギーミックスの実現に向けて、具体的な実行の枠組みを構築することが必要であると認識しています。</p> <p>この課題に対し、丸紅(株)及び(株)関電エネルギーソリューションの他、電気事業連合会、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者有志(計 35 社)にて、平成 27 年 7 月 17 日に、「電気事業における低炭素社会実行計画」を合同で策定するとともに、目標の達成に向けた新たな自主的枠組みを構築しました。また、目標の達成に向けた取り組みを着実に推進するため、平成 28 年 2 月 8 日に「電気事業低炭素社会協議会」を設立しました。</p> <p>本実行計画において参加事業者全体で 2030 年度に排出係数 0.37kg-CO₂/kWh(使用端)を目指すこととしており、両社は自主的枠組みの参加事業者として、他の参加事業者と協力しつつ、自主的枠組みの目標の実現のための具体的な仕組みやルールに基づいてPDCAサイクルを廻すことにより、国の地球温暖化対策の目標及び計画に合致する対応を行います。また、本事業のような最新鋭の火力発電所が導入されれば、必然的に老朽・経年火力発電所の稼働率が低下することになり、日本全体での環境負荷低減に繋がると考えています。</p>

第3表(2) 方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>1-②二酸化炭素回収、貯留設備（CCS）の導入について</p> <p>石炭火力発電は1kWhの電気を発電するのに710kgのCO₂を排出する。天然ガスの約2倍、地球温暖化対策の観点から対策が必要であり、ECは2030年まで1990年比40%削減、米国は2025年まで2005年比28%削減、イギリスでは石炭火力発電は中止となっている。ただしCCSの設置可能。よって二酸化炭素回収、貯留設備（CCS）の導入が必要と思う。ECは2013年12月にアメリカと同様に排出基準を定めている。又日本では2050年までに80%削減を国際公約している観点から考えても稼動に伴う、CO₂排出量削減対策と致して「CCS」設備導入を必要が前提条件に致して下さい。</p>	<p>CCS技術につきましては、現状では実用化に向けた検証段階にあると認識しています。今後も技術動向に注視し、国から提供される情報を元に必要に応じ検討を実施します。</p>
6	<p>1-④環境の保全を目的とする法令等環境基準について</p> <p>(1)温室効果ガス等</p> <p>二酸化炭素等の温室効果ガスに関する、地球温暖化対策推進に関する法律（平成10年法律第117号）算定排出量の報告が義務付けられている。また秋田県地球温暖化対策推進条例（平成23年秋田県条例第20号）に基づき、知事に温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出量等報告書の提出が義務付けられている。よって現在利用可能な最良の技術（BAT）である超々臨界圧（USC）発電設備の導入、高効率化、低炭素化に貢献する様に地域社会への環境負荷低減を図る様に致して下さい。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、現在利用可能な最良の技術（BAT）である超々臨界圧（USC）発電設備の導入により、電源の高効率化・低炭素化に貢献するとともに、適切に環境設備を設置します。</p>
7	<p>2-2.石炭種について</p> <p>設備利用率については記されているが、CO₂排出源単位や総排出量、石炭種など、算出の前提となる情報を明示すべきである。発電端効率、送電端効率も環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報である。その他、使用する石炭種を変える場合、あるいはその可能性があるのであれば、主要産炭地毎の評価を実施すべきである。</p>	<p>発電電力量当たりのCO₂排出量及び総排出量並びにそれらの算出の前提となる情報につきましては、今後の設備の諸元等の検討結果を踏まえ、準備書に記載します。</p>
8	<p>1-③秋田港火力発電所稼動に伴うCO₂排出量前提条件について</p> <p>D：発電出力 65万kW×2基 1,300,000kW E：1日 24時間 F：1ヶ年 365日 G：設備利用率 80% H：CO₂排出係数 0.81kg×CO₂/kWh</p> <p>1ヶ年でCO₂排出量は、答弁願います。</p>	<p>左記の条件に基づいて、算出したCO₂の年間排出量は、以下のとおりです。</p> <p>約700万t-CO₂≒686.286万t-CO₂ =130万kW×(1-0.07)×365日×24時間×80% ×0.81kg-CO₂/kWh（ただし、0.07は所内率）</p> <p>なお、CO₂の発電電力量当たりの排出量及び年間排出量につきましては、今後の設備の諸元等の検討結果を踏まえ、燃料使用量、燃料成分等から予測し、準備書に記載します（方法書p6-70参照）。</p>

第3表(3) 方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

2. 大気環境

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>1-④環境の保全を目的とする法令等環境基準について</p> <p>(2) 二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)</p> <p>一般的に発電所の運転開始時及終了時に排出の高濃度となることを想定されている。低品炭を使用する為に高濃度になる可能性がある。季節変動を踏まえた、総合的な評価を実施すべきである。単に環境基準値を下回れば良好ではなく、排出を最少化する最新の技術の評価すべきであり、秋田県内の環境がこれ以上に悪化することなく、環境負荷低減を図る様に致して下さい。</p>	<p>硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x) の評価にあたっては、ベースロード電源としての稼働条件を踏まえ、施設の稼働に伴う大気質への環境影響を回避・低減するよう、「発電所アセス省令」等について解説された「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、平成27年)を参考に、施設の稼働に伴う排ガスに係る大気質を環境影響評価項目に選定し(p6-5参照)、大気汚染物質の拡散状況及び短期高濃度条件の影響について予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を検討します(p6-12~14、19~24、28参照)。</p>
10	<p>1-④環境の保全を目的とする法令等環境基準について</p> <p>(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子物質 (PM_{2.5})</p> <p>一般的に発電所の運転開始時及終了時に排出が高濃度となることを想定されている。又低品炭を使用する為に高濃度になる可能性がある。季節変動をも踏まえた、総合的な評価を実施すべきである。単に環境基準値を下回れば良好ではなく、排出を最小化する最新の技術の評価すべきである。特にPM_{2.5}は発電施設を建設し、道路等の施設の環境対策を実施すべきである。環境基準を下回る為に具体的な方法対策の評価を実施すべきである。環境負荷低減を図る様に致して下さい。</p>	<p>施設の稼働に伴うPM_{2.5}への影響の予測・評価については、今後、最新の知見を収集するなど実態の把握を進めるとともに、拡散状況や寄与濃度を予測できる精度の高い予測手法が確立された際には、PM_{2.5}への対応に係る国の検討結果も踏まえ、必要な調査、予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を検討します。</p>

第3表(6) 方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>2-5. 硫黄酸化物 (SO_x) の排出について</p> <p>第 2.2.6-3 表にある SO_x の排出量について、第 2 章 2.1 対象事業の目的において「現在利用可能な最良の技術 (BAT) である超々臨界圧 (USC) 発電設備の導入により、電源の高効率化・低炭素化に貢献するとともに、適切に環境設備を設置することで、硫黄酸化物 (SO_x) ・窒素酸化物 (NO_x) ・ばいじんの排出を抑制し地域社会への環境負荷低減を図ることとした。」ならびに、第 2.2.6-3 にある「排煙脱硫装置を設置して、硫黄酸化物の濃度及び排出量を低減する。」と記載しているが、SO_x の排出濃度が 41ppm とされている。</p> <p>しかし、これは、電源開発磯子火力発電所新 1 号機 (20ppm) の 2 倍以上、新 2 号機 (10ppm) の 4 倍に相当することから、「地域社会への環境負荷低減」、「排出量を低減する」との記述と矛盾するものであり、環境対策が不十分である。現在、実現可能な最も排出量が少なくなる環境対策を行うことを強く求める。</p>	<p>硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x) の評価にあたっては、施設の稼働に伴う排ガスに係る大気質への環境影響を回避・低減するよう、「発電所アセス省令」等について解説された「改訂・発電所アセスの手引」(経済産業省、平成 27 年)を参考に、施設の稼働に伴う排ガスに係る大気質を環境影響評価項目に選定し (p6-5 参照)、必要な調査、予測及び評価を実施するとともに、事業計画の具体化に当たりましては、適切な環境保全措置を検討します (方法書 p6-12~14、19~24、28 参照)。</p>
12	<p>2-6. 窒素酸化物 (NO_x) の排出について</p> <p>第 2.2.6-3 表にある NO_x の排出量について第 2 章 2.1 対象事業の目的において「現在利用可能な最良の技術 (BAT) である超々臨界圧 (USC) 発電設備の導入により、電源の高効率化・低炭素化に貢献するとともに、適切に環境設備を設置することで、硫黄酸化物 (SO_x) ・窒素酸化物 (NO_x) ・ばいじんの排出を抑制し地域社会への環境負荷低減を図ることとした。」ならびに、第 2.2.6-3 にある「排煙脱硝装置を設置して、窒素酸化物の濃度及び排出量を低減する。」と記載しているが、NO_x の排出濃度が 30ppm とされている。</p> <p>しかし、これは、電源開発磯子火力発電所新 1 号機 (20ppm) の 1.5 倍、新 2 号機 (13ppm) の約 2.3 倍に相当することから、「地域社会への環境負荷低減」、「排出量を低減する」との記述と矛盾するものであり、環境対策が不十分である。現在、実現可能な最も排出量が少なくなる環境対策を行うことを強く求める。</p>	
13	<p>2-7. 水銀の複合的周辺環境影響について</p> <p>水俣条約の批准に伴い、石炭火力発電所からの水銀排出が大きな問題となっている。大気放出については、環境省で規制の方針が検討されている。今後運転を開始する発電所としては、環境保全、汚染防止の観点から、予測レベルと放出削減の方策を明示すべきである。</p>	<p>水銀等を含む重金属等の微量物質の評価にあたっては、施設の稼働に伴う排ガスに係る大気質への環境影響を回避・低減するよう、「発電所アセス省令」等について解説された「改訂・発電所アセスの手引」を参考に、環境影響評価項目に選定し (p6-5 参照)、必要な調査、予測及び評価を実施するとともに、国における規制の方針等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討します (方法書 p6-27、30 参照)。</p>

第3表(7) 方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

3. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>2-8. 情報公開について</p> <p>環境アセスメントにおいて公開される資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにするべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。これについては、環境省が平成24年「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」において、インターネットでの公表について「法定の公表期間後であっても、対象事業に対する国民の理解や環境保全に関する知見の共有・蓄積といった観点から、インターネットを利用した公表を継続することが望まれます。」と記述しているとおおり、継続した情報提供の必要性を示している。さらに、同書では「インターネットにより公表されている環境影響評価図書の閲覧及びダウンロードに要する費用は、無料とします。また、法定期間後も継続してインターネット上で公表する図書など、自主的にインターネットで公表する図書の閲覧及びダウンロードに要する費用も、無料とすることが望まれます。」としており、方法書などの環境影響評価図書のダウンロードを無料で行うことも推奨している。</p> <p>また、インターネットの公表期間を限定し、ダウンロードやコピー、コピー&ペースト機能にも制限をかけているが、地図の引用元である国土地理院が著作権上の問題について「認めるか認めないかは作成者が決めること。承認は必要無い」としており、インターネット上の公開については問題ないはずである。</p>	<p>本計画における方法書に係る図書については、秋田市、潟上市の各所計8箇所での縦覧に加え、インターネット上にて公開しました。</p> <p>本公開に当たっては、当該方法書が丸紅(株)及び(株)関電エネルギーソリューションの著作物であることや、両社以外が作成した地図等を含むことから、無断複製等の著作権に関する問題が生じることがないよう留意する必要があると考えています。従って、本公開における当該方法書の本書及び要約書については、印刷やダウンロードができない措置とさせていただきます。</p> <p>一方で、本公開における当該方法書のあらましについては、それ以前の配慮書手続で公開した同書のあらましとともに、印刷やダウンロードが可能とした上で、縦覧終了後も更に数ヶ月間継続して閲覧できるよう配慮させていただきました。</p>